

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

改正後		改正前	
施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱		施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱	
令和5年6月14日決裁 令和5年12月28日一部改正		令和5年6月14日決裁	
(略)		(略)	
附 則 この要領は、令和5年7月14日から施行適用する。		附 則 この要領は、令和5年7月14日から施行適用する。	
附 則			
1 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。			
2 この通知による改正前に本要領により既に実施している事業については、従前の例による。			
別表1		別表1	
補助対象金額	<p>以下の算定式により算出された電気料高騰金額を補助対象金額とする。</p> <p><b>【算定式】</b> 物価上昇率による算出                      補助対象金額＝算定基礎額 (①) × 物価上昇率 (②) × 6か月電気使用量 (③)</p> <p>①算定基礎額                      令和3年8月から令和4年1月の電気料金請求分の平均単価 (円/kwh)</p> <p>②物価上昇率                      令和5年5月から10月の電気料請求分の平均単価 (円/kwh) ÷ 算定基礎額 - 1</p> <p>③6か月電気使用量                      令和3年8月から令和4年1月の電気使用量合計 (kwh)</p>	補助対象金額	<p>以下の1及び2により算出された電気料高騰金額のうち、いずれか低い金額を補助対象金額とする。</p> <p>1 物価上昇率による算出                      補助対象金額＝算定基礎額 (①) × 物価上昇率 (②) × 6か月電気使用量 (③)</p> <p>①算定基礎額                      令和3年8月から令和4年1月の電気料金請求分の平均単価 (円/kwh)</p> <p>②物価上昇率                      令和5年2、3月の電気料請求分の平均単価 (円/kwh) ÷ 算定基礎額 - 1</p> <p>③6か月電気使用量                      令和3年8月から令和4年1月の電気使用量合計 (kwh)</p>

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

	(削除)		2 <u>実際に支払った電気料金による算出</u> 「令和4年8月から令和5年1月の電気料金合計(円)」 - 「令和3年8月から令和4年1月の電気料金合計(円)」
補助率	10分の10以内 (予算の範囲内とする)	補助率	10分の10以内 (予算の範囲内とする)

別表2

- 1 ヒートポンプを使用していることが確認できる書類  
(例：ヒートポンプが設置されているハウスの写真、補助事業の財産管理台帳、固定資産台帳の写し 等)
- 2 高圧電力を使用していることが確認できる書類  
(例：電力会社発行の書類の写し 等)
- 3 令和3年8月から令和4年1月、令和5年5月から令和5年10月の生産費用にかかった電気使用量と支払った電気料金分かる書類  
(例：電力会社発行の領収証の写し 等)

別表2

- 1 ヒートポンプを使用していることが確認できる書類  
(例：ヒートポンプが設置されているハウスの写真、補助事業の財産管理台帳、固定資産台帳の写し 等)
- 2 高圧電力を使用していることが確認できる書類  
(例：電力会社発行の書類の写し 等)
- 3 令和3年8月から令和4年1月、令和4年8月から令和5年3月の生産費用にかかった電気使用量と支払った電気料金分かる書類  
(例：電力会社発行の領収証の写し 等)

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付等要綱 新旧対照表

様式第1号（第4条関係）

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（略）

6 添付資料

- (1) 別紙1 補助金交付申請額算定書
- (2) 別紙2 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 交付要綱第4条の4に定める資料
- (4) その他必要となる資料

様式第1号（第4条関係）

施設園芸電気料金緊急支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

（略）

6 添付資料

- (1) 別紙1-1または1-2 補助金交付申請額算定書
- (2) 別紙2 暴力団排除に関する誓約書
- (3) 交付要綱第4条の4に定める資料
- (4) その他必要となる資料